

# 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

税理士法人 MY ユニットのお客様にかかわらずお悩みの経営者の方がいらっしゃいましたらお受け致します。どうぞお知らせください。

新型コロナウイルスの流行により、日々経営環境が変化してきております。それによる具体的な影響またはその恐れがある場合についての対応を次のとおりまとめてみました。3月2日時点での情報です、ご参考にされてください。

## I 日本政策金融公庫の資金繰り支援

- ①セーフティネット貸付
- ②衛生環境激変対策特別貸付

## II 独立行政福祉医療機関

医療貸付事業（長期運転資金）

## III 東京都信用保証協会の資金繰り支援

セーフティネット保証4号・5号

## IV 市区町村別の資金繰り対策

各市区町村における特別資金支援等  
※支援市区町村は随時増えております

## V 自社資金繰り対策

生命保険の契約者貸付  
倒産防止共済の貸付

## VI 雇用調整助成金の特例

休業を実施した場合の休業手当への助成  
時間外労働等改善助成金の特例

## VII 産業医からの指導について



## I 日本政策金融公庫の資金繰り支援



### ①セーフティネット貸付

売上高の減少等の程度にかかわらず、今後の影響が見込まれる場合を含めて融資

名称	経営環境変化対応資金	
区分	国民生活事業	中小企業事業
融資限度	4,800 万円	7.2 億円
利率	1. 9 1 %	1. 1 1 %
融資期間（据置期間）	設備資金 15 年以内（3 年以内） 運転資金 8 年以内（3 年以内）	
その他	利率は R2 年 2 月 3 日時点の基準金利で貸付期間・担保の有無により変動	

### ②衛生環境激変対策特別貸付

一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に通常と別枠で特別貸付

名称	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
利用の要件	次のいずれにも該当し <b>旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業</b> を営む方 1 最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比較して 10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること 2 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
融資限度額	1,000 万円（旅館業を営む方は 3,000 万円）
融資期間（据置期間）	7 年（2 年以内）
利率	基準金利 運転資金 8 年の場合次のとおり 担保あり・・・1.21%から 1.81% 担保なし・・・2.16%
申込手順	「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」等

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>



## II 独立行政福祉医療機関



### 新型コロナウイルス感染症対策の資金繰り支援

#### 新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者に対する対応支援

名称	医療貸付事業（長期運転資金）
利用の要件 【既存制度から緩和】	1 施設利用者や従業員の方が感染したため、やむなく営業を停止した場合 2 施設利用者や従業員の方が感染したことに伴い、事業運営が縮小した場合
融資限度額	病院・老健：1億円 診療所：4,000万円
融資期間	5年以内（据置期間1年以内）
利率	0.2%（令和2年2月3日現在）
申込先	（東日本） 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 03-3438-9940

[https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)



## III 東京都信用保証協会の資金繰り支援

### セーフティネット保証4号・5号

通常の信用保証協会の保証枠とは別枠で、しかも100%・80%保証協会が保証しますので、金融機関のリスクはゼロで、非常に借りやすい制度です。

名称	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
対象	幅広い業種で影響のある <b>地域</b> 今回は全都道府県を指定	特に重大な影響にある <b>業種</b> 今回は3月第1週に追加決定
利用の要件と借入債務の保証割合	売上高が前年同月比 <b>▲20%</b> <b>減少</b> している場合 ..... <b>100%保証</b>	売上高が前年同月比 <b>▲5%</b> <b>減少</b> している場合 ..... <b>80%保証</b>
保証限度額	一般保証と別枠で2.8億円	
信用保証料率	一律0.72%又は0.85%	
融資利率	金融機関所定	
申込先	市区町村に認定書の申請を行い、当認定書を希望の金融機関また又は最寄りの信用保証協会に持参し保証付き融資を申し込みます。	

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

## IV 市区町村別の対策支援

### 千代田区の場合

経営の安定を支援するため、新たな資金を設け低利の斡旋を行う

※既存資金との併用制限のない別枠資金であり、借換えはできません。

名称	緊急経営支援特別資金（新型コロナウイルス感染症対応）区民
対象	千代田区商工融資申込資格を有する中小企業者
利用の要件と借入債務の保証割合	最近1ヶ月の売上高が前年同期に比べて3%以上減少しており、その後の2ヶ月を含め同様に減少が見込まれるもの
保証限度額	500万円
信用保証料率	12ヶ月以内
融資利率	2.0%以下
利子補給率	1.7%以下
本人負担率	0.3%以下
信用保証料補助	全額補助
期限	～6月30日（火）
問い合わせ先	千代田区商工観光課

名称	緊急経営支援特別資金（新型コロナウイルス感染症対応）一般
対象	千代田区商工融資申込資格を有する中小企業者
利用の要件と借入債務の保証割合	最近1ヶ月の売上高が前年同期に比べて3%以上減少しており、その後の2ヶ月を含め同様に減少が見込まれるもの
保証限度額	500万円
信用保証料率	12ヶ月以内
融資利率	2.0%以下
利子補給率	0.7%以下
本人負担率	1.3%以下
信用保証料補助	なし
期限	～6月30日（火）
問い合わせ先	千代田区商工観光課

※各市区町村において融資対応が異なりますので、都度ご確認ください。

最終ページに現時点での各市町村における融資制度を添付しております。

そちらをご参照ください。

## V 自社資金繰り対策



### ①生命保険の契約者貸付

お客様の資金繰りについて、急場を凌ぐ手段として「**生命保険の契約者貸付**」は使い勝手が非常に良いです。

解約返戻金のある保険ですと、その解約返戻金の7割～8割の貸付を受けることができます。金利が3%以上することもあり銀行融資よりは調達コストが高くなりますが、銀行のように借りるための融資審査もなく、申し込みから3営業日以内に着金されるケースが多いようです。

保険を現金化しようとするすると解約してしまう方が多いですが、解約すると死亡保障も無くなりますし、利益も計上されてしまいます。

契約者貸付であれば、死亡保障も継続されますし（亡くなった場合は保険金と借りているお金が相殺されます）、もちろん利益も計上されません。

契約者貸付を今いくら利用できるか把握されていない方は、保険代理店か保険会社に確認しておくことを是非お勧めします。

### ②倒産防止共済（経営セーフティ共済）の貸付



同じように**倒産防止共済**にも貸付制度「**一時貸付金**」があります。こちらも解約すると利益になってしまいますが、まずは貸付制度を利用して資金繰りをつなぎ、赤字の穴埋めに使いたければそこで解約するという二段構えの作戦をお勧めしています。

「一時貸付金」は、取引事業者が倒産していなくても、臨時に事業資金を必要とする場合に、解約手当金の95%を上限として借入れできる制度です。

借入限度額	解約手当金の95%の範囲
借入額	30万円以上（5万円単位）
用途	事業資金（運転・設備）
返済期間	1年
返済方法	期限一括償還

## VI 雇用調整助成金の特例

新型コロナウイルス感染症に影響により、従業員を休ませるなどして雇用を維持する企業に支給する「雇用調整助成金」が拡充されました。

現時点での特例対象は、中国関連の売上高が10%以上の企業に絞っています。

特例対象事業主	日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主
助成内容	休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額
助成率	大企業 1/2 中小企業 2/3
教育訓練を実施したときの加算	1人1日あたり1,200円
支給限度額	1年間で100日（3年間で150日）
受給手続き	事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。 新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年3月31日までに提出されたものについて、休業等の前に提出されたものとして取り扱います。

（別紙）

### 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

- 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。
- 他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始することとする。
- 特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。

※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	
支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額：50万円

## VII 産業医からの指導について



### 1. 社員に感染者が出た場合、会社はどう対応したらよいか

→医療機関から保健所へ連絡が行き、保健所による調査が行われると思います。

(※状況は変化しておりますので、今後対応が変化していく可能性はありますが、現時点で東京都感染症情報センターでは、そのように回答されています)

### 2. 本人ではなく家族で感染者が出た場合、会社はどうしたらよいか

→こちらも、上記の通り、保健所の調査が入り濃厚接触者と判断された方は保健所等の指示により、自宅待機等の指示と保健所による健康観察が開始されますので、その指示に従ってください。

※接触者の定義の例(日本渡航医学会、日本産業医衛生学会による)

- ・ 職場内 :手で触れること、または対面で会話が可能な距離内 (2メートル) で 60 分以上接触があった。
- ・ 世帯内 :同一住所に居住する者。接触時間の長短は問わない。

### 3. 本人が感染したら当然、入社禁止ですが、家族の場合も入社禁止になるのか

→上記の通り、保健所等により指示が出されますのでその指示に従ってください。

会社が独自の追加施策として、社員の出勤停止や在宅勤務を実施する場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や自社の就業規則等に基づいた対応を行うことになります。

### 4. どのタイミングで復職させて良いのか

→現時点の日本渡航医学会、産業医学会の最新の発表では、社員の感染が確認された場合は、症状の改善と PCR(Polymerase Chain Reaction)検査で 2 回陰性となるまでの期間の出勤停止などが推奨されています。

詳細については保健所や医療機関の指示にしたがうことが望ましいと考えます。

### 5. 保健所等、行政の指導が入るのか。その場合、業務はできなくなるのか

もし、出来ない場合、通常、どれくらいの時間がかかるものなのか

→保健所による調査が行われ、必要な場合消毒などの対応をお願いすることがあるとされています。

現在、指導に要する時間や業務停止等の基準については詳細の発表はありません。

新型の感染症で、かつ状況が日々変化しておりますので、どのくらい時間がかかるのかははっきり分からない所が現状です。

### 6. 会社として、最低限しなければならないことは何か

(テレビで見るような、噴霧器で消毒をするようなことは、保健所がすることなのか、自社で手配するものなのか)

→会社として出来ることは、個人の感染予防の呼びかけ、職域での感染予防の取り組みがあげられます。

## ■個人の感染予防

○社員の手指衛生および咳エチケットなどの徹底

○社員の健康状態のモニタリング

- ・発熱（37.5 度以上）した場合は出勤させず自宅待機とする、
- ・発熱がなくても体調不良の兆候が見られる場合にも、出勤をさせないことを徹底すること。
- ・社内で発熱した場合は、マスクを着用させそのまま帰宅させる。
- ・発熱した社員の執務エリア（机・椅子など）を、アルコールスプレーなどを用いて消毒を行う。
- ・消毒の目安は執務エリアの半径 2m 程度の範囲、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う。

○自宅待機後、各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから、48 時間以降に出勤させることが望ましい（症状が消失した日を 0 日として、3 日目からの出勤）

## ■職域での感染予防

○職域の消毒

- ・物の表面の消毒には、アルコール消毒液（70%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を用いる。
- 不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤などを定期的に消毒することは 接触感染予防としての効果が期待できる。

○ソーシャルディスタンス（他人との接触機会を減らす）

- ・感染機会を低下させるために職域においては、
  - ①人が集まる休憩室や食堂等の利用を制限する、
  - ②対面での業務を減らす、
  - ③人との間の距離を 2m 以上に保つ、などの工夫を行う。

上記が挙げられますが、物資も不足している状況ですので可能な範囲で最大限取り組むことが望ましいかと思えます。

## 7. その他、会社として最大限した方が、良いことはあるか

→企業レベルでの感染予防策としては、上記にあげた個人の感染予防、職域での感染予防になると思えます。

そのほかは、人事施策として、会社としての方針を決める事などが必要になるかと思えます。

感染者や接触者として自宅待機や在宅勤務を余儀なくされるケースが発生した場合、また家族の看病やお子さんの学校の休校のため出勤できない社員も予想されるため、人事労務上の課題を整理しておくの良いかもしれません。



例)

自宅待機中の社員に対する給与の取扱い（無給とするか有給とするか）  
健康弱者（慢性疾患のある者・高齢労働者）への配慮 流行時の出勤の免除など通勤への配慮 時差  
出勤等



日々状況も変化しており、各企業様も対応に苦慮されているようです  
また、お客様も今後の感染拡大に不安も大きい事と思います。  
必要に応じて、最新の情報等お伝えさせて頂ければと思います。

 税理士法人MYユニット

今後、新型コロナウイルス感染症対応の融資が新設されることが予想されますので、調査日にご注意ください

## 東京都各区の制度融資情報

	名称	資金使途	限度額	返済期間	本人負担利率	その他	申込期間	窓口
千代田区	緊急経営支援特別資金(新型コロナウイルス感染症対応)	運転資金	500万円	5年以内(据置12か月以内)	0.3%以下(名目利率2.0%以下、利子補給率1.7%)	信用保証料全額補助		商工観光課商工融資係 ☎03-5211-4344
中央区	一般運転資金	運転資金	2500万円	7年以内(据置6か月含)	1.00%	既存の制度で対応調整とのこと		商工観光課相談融資係 ☎03-3546-5333
港区	経営一般(短期)	運転資金	400万円	1年以内(据置2か月含)	1.00%	既存の制度で対応調整とのこと		産業振興課経営相談担当 ☎03-3578-2560
新宿区	経営応援資金	運転資金	500万円	5年(うち据置6か月以内)	1.05%以内(利率2.1%、区が1/2を補助)	最近3か月または6か月の売上高または営業利益が前年同期で減少していること		産業振興課 ☎03-3344-0702
渋谷区	運転資金	運転資金	1500万円	5年以内(据置6か月含)	1.2%以内(年1.7%以内のうち、渋谷区が0.5%負担)	既存の制度で対応調整とのこと		商工観光係 ☎03-3463-1762
文京区	新型コロナウイルス対策緊急資金	運転資金	1000万円	8年以内(元金据置12か月含)	0.2%(契約利率1.7%、利子補給1.5%)	直前1ヶ月間の売上・営業利益が昨比5% 受付開始3月6日～		東商文京支部 ☎03-5842-6731
中野区	事業資金	運転資金	3000万円	7年以内(据置6か月含)	1.3%以内	既存の制度で対応調整とのこと		融資受付窓口 ☎03-3380-6947
杉並区	普通資金	運転・設備	3000万円	運転7年、設備9年(据置6か月)	1.33%(表面利率2.00%、利子補給0.67%)	既存の制度で対応調整とのこと		産業振興センター ☎03-5347-9182
目黒区	経営安定特別融資	運転資金	500万円	5年以内(据置1年含)	1.8%以内。区補助あり本人負担当初3年無利子	既存の制度で対応調整とのこと		産業経済消費生活課 ☎03-5722-9880

	名称	資金使途	限度額	返済期間	本人負担利率	その他	申込期間	窓口
世田谷区	緊急特別融資	運転資金	300万円	1年6か月以内(据置6か月含)	0.3%(名目利率2.2%、区負担1.9%)	受付開始期間が2月3日～2月28日のところ3月31日まで延長	令和2年3月31日まで	世田谷区産業振興公社 ☎03-3411-6603
大田区	経営強化資金	運転資金	1000万円	84ヶ月(うち据置12か月)	元金均等月払償還、証書貸付	既存の制度で対応調整とのこと	常時受付	産業振興課 ☎03-3733-6185
品川区	緊急資金「経営変化対策資金」	運転資金	500万円	5年以内(うち据置12か月)	3年間無利子、4年目以降0.2%	信用保証料全額補助	令和2年3月31日まで	商業ものづくり課 ☎03-5498-6340
北区	不況対策資金	運転資金	1000万円	5年以内	実行後1年間は0%(利率1.9%、利子補給あり、2年目以降0.4%)	信用保証料半額補助		産業振興課経営支援係 ☎03-5390-1237
板橋区	事業資金融資	運転資金	3000万円	7年以内(据置6か月含)	利率は長期プライムレート+0.2%以内。区の利子補助42か月目まで4割補給	既存の制度で対応調整とのこと		産業振興課産業支援グループ ☎03-3579-2172
豊島区	運転資金(短期)	運転資金	500万円	12か月以内(据置2か月含)	1.48%	既存の制度で対応調整とのこと		としまビジネスサポートセンター ☎03-5992-7022
練馬区	普通貸付	運転資金	2500万円	10年以内(1000万円以内は7年)	0.90%	既存の制度で対応調整とのこと		産業経済部経済課融資係 ☎03-5984-2673
台東区	新型コロナウイルス感染症対策特別資金	運転資金	500万円	5年以内(うち据置6か月以内)	0.4%(貸付利率1.9%以内、利子補助1.5%以内)	申込受付期間令和2年3月2日から	令和2年5月29日まで	産業振興課融資担当 ☎03-5829-4128
足立区	一般事業資金	運転・設備・借換	3000万円		利子補給なし	既存の制度で対応調整とのこと		経営支援課相談融資係 ☎03-3880-5486
荒川区	新型コロナウイルス対策融資	運転資金	500万円	5年以内(据置1年含)	0.60%	信用保証料全額補助。売上額または仕入れ額が前月より落ち込んでいる	令和2年3月31日まで	産業経済部経営支援課 ☎03-3802-3111

	名称	資金使途	限度額	返済期間	本人負担利率	その他	申込期間	窓口
葛飾区	一般	運転・設備	3000万円	運転6年、設備8年(据置6か月以内)	1.6%(固定金利1.9%、区負担0.3%)	既存の制度で対応調整とのこと		産業経済課経営支援係 ☎03-3838-5556
江戸川区	経営向上資金融資(ウイルス緊急対策)	運転資金	1000万円	6年以内(据置6か月含)	0.5%(利率2.0%以内、利子補給1.5%以内)			中小企業相談室 ☎03-5662-2097
墨田区	運転資金	運転資金	1500万円	5年以内(据置6か月以内含)	1.2%(利率2.2%、利子補助1.0%)	既存の制度で対応調整とのこと		経営支援課 ☎03-5608-6183
江東区	運転資金	運転資金	2000万円	6年以内(据置6か月含)	1.1%(利率1.9%、利子補助0.8%)	既存の制度で対応調整とのこと		経済課融資相談係 ☎03-3647-2331
立川市	運転資金	運転資金	1000万円	7年以内(据置6か月含)	0.7%(表面金利1.60%のうち、0.90%を立川市が補助)	既存の制度で対応調整とのこと		産業観光課 ☎042-528-4317
町田市	緊急資金	運転資金	500万円	5年以内(うち据置6か月以内)	融資利率1.75%(補助利率1.5%)	申請月を含む今後3ヶ月の売上高が前年同月比5%以上減少が見込まれること		産業政策課 ☎042-724-2129
八王子市	小口事業資金	運転・設備	3000万円	7年以内(据置6か月含)	2.1%(当初12か月分全額の利子補給)	既存の制度で対応調整とのこと		産業政策課 ☎042-620-7252
府中市	小口事業資金	運転資金	1250万円	7年以内月賦	1.10%	既存の制度で対応調整とのこと		経済観光課商工係 ☎042-335-4142
調布市	普通融資制度	運転資金	1500万円	84ヶ月(うち据置6か月)	長期プライムレート利率(利子と信用保証料への一部補助あり)	既存の制度で対応調整とのこと		産業労働支援センター ☎042-443-1217

※上記の各区・各市の融資に対しては、対象要件(該当区に住所あり、同一事業を1年以上、税金滞納ないこと、従業員規模要件あり等)があります 詳細は各行政区の窓口へお問い合わせをお願いします。

	名称	資金使途	限度額	返済期間	本人負担利率	その他	申込期間	窓口
国	セーフティネット保証4号	運転・設備	7.2億円		基準金利 1.11%			日本政策金融公庫 ☎0120-154-505
	<p>セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り制度です。</p> <p>幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証(売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例処置」2月14日よりセーフティネット貸付要件を緩和し「売上高5%以上減少」といった数値要件に関わらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象</p>							
	名称	資金使途	限度額	返済期間	本人負担利率	その他		窓口
国	衛生環境激変対策特別貸付	運転資金	1000万円		基準金利 1.91%	新型コロナウイルス感染症の発生により一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方で最近1カ月間の売上高が10%以上減		日本政策金融公庫 ☎0120-154-505